



児童虐待防止の
シンボルマーク
オレンジリボン

令和 7 年 4 月 28 日

市政記者クラブ様

子ども青少年局子育て支援部
(児童虐待対策に係る企画調整担当)

担当：河村・枝村

電話：052-972-3978

児童虐待防止推進月間（5月）における広報啓発の取り組みについて

1 趣 旨

平成 25 年 4 月に、深刻化する児童虐待問題に対応するため、「名古屋市児童を虐待から守る条例」が施行され、令和 7 年 4 月には、虐待が発生してからへの対応に加え、虐待そのものをなくしていくため、将来を見据えた本市の児童虐待防止対策のあり方を明確にする観点から条例改正が行われました。この条例において、毎年 5 月と 11 月を児童虐待防止推進月間とし、児童を虐待から守り、児童虐待問題について、深い理解と協力を得ることができるよう、各種の P R 活動を通して、市民及び関係者への呼びかけを行っています。

5 月は名古屋市独自の「児童虐待防止推進月間」であり、新入学などにより環境が変わった子どもとその保護者や、就職により新たに児童に関する業務に従事することになった方などを対象に、児童虐待の予防や早期発見についての知識の普及などを目指すものです。

毎年 11 月は、こども家庭庁が主唱する「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」として全国的な広報啓発活動を行っています。

また、この機会に、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」のさらなる普及を図ります。



2 実施内容

(1) 「とだがわこどもひろば」における児童虐待防止キャンペーン

日 時：5 月 3 日（土・祝）10:00～12:00

場 所：とだがわこどもランド

内 容：簡単なクイズ・啓発物品の配布

(2) 児童虐待防止 PR

日 時：5 月 10 日（土）9:00～12:00

場 所：東山動植物園

内 容：啓発物品の配布



ミニタオル

(3) オレンジリボンビッグフェス2025

日時：5月25日（日）11:00～16:00

場所：メイカーズ・ピア

主催：スマイルリターン（本市オレンジリボンパートナー：児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防止に向けたイベントを開催する民間ボランティア団体を「オレンジリボンパートナー」として認証し、本市と共に啓発活動を行うもの。）

内容：チアダンス、ジャズバンド演奏、クイズ大会等。本市はブース出展し啓発物品の配布



(4) メディアの活用による広報啓発

名古屋駅スクエアビジョン（地下鉄名古屋駅南改札外）

掲出期間：5月5日（月）～11日（日）

内容：児童虐待の通告先や相談窓口を周知

(5) 小中学生と保護者向けの広報・啓発（5月中に学校通して配布）

ア 市立小学校1・2年生及びその保護者向けに児童虐待に関する基本的知識と相談先を示したリーフレットを配付

イ 市立小学校3年生から市立中学校3年生向けに相談先を示した啓発カードを配付

(6) 関係機関職員向け研修会の開催

テーマ：こども家庭センターと包括的支援

対象：市町村職員、児童相談所職員、保健所・保健センター職員、児童福祉施設職員、保育・幼稚園関係者、学校関係者、民生・児童委員、主任児童委員等（児童虐待対応の実務経験が概ね3年未満で、児童虐待に関する基礎的な知識・技術を学ぶことを希望する方）

講師：鈴木 秀洋 氏（日本大学大学院危機管理学研究科教授）

日時：5月26日（月）14:00～6月8日（日）18:00（Web開催）

(7) その他

ア 広報なごや、本庁舎正面玄関への広報用看板掲出、ラジオ放送、地下鉄駅内の旅客案内装置、「なごや子育てアプリなごみー」などを利用したPR

イ 期間中、本市職員（課長級以上）のオレンジリボンバッジ着用

ウ 各区の独自取組み（5月・11月を中心に通年で実施）

エ 愛知学院大学名城公園キャンパス内でポスター掲出するほか、デジタルサイネージに啓発画像を表示

オ 名古屋商工会議所におけるポスター掲示、リーフレット配架及び会員企業へのメルマガ配信

カ 名古屋市児童を虐待から守る条例の改正についてのリーフレットを各種イベント等で配布